

## 久喜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

久喜市道路占用料徴収条例(平成22年久喜市条例第196号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第32条」の次に「第1項若しくは第3項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項」を、「法第35条」の次に「又は電線共同溝整備法第21条」を加える。

第5条中「占用期間」の次に「(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。